

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

[根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか]

(2) 免許の種類

〔大臣免許〕

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師・助産師・看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

〔知事免許〕

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者、(旧)助産婦	
准看護師、(旧)保健婦、(旧)看護婦、診療エックス線技師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。(准看護師は、他都道府県知事の免許も受付)

- ① 免許申請 新規登録
- ② 籍(名簿)訂正・書換え申請 登録事項(氏名・本籍地都道府県名など)に変更があった場合
- ③ 再交付申請 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消(削除)申請 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

[平成 28 年度 衛生関係免許申請受付件数]

免 許		申 請		再交付	抹消 (削除)	計
		新規登録	訂正・書換			
厚生労働大臣免許	医 師	1	—	—	1	2
	歯 科 医 師	2	2	—	—	4
	薬 剤 師	9	2	—	—	11
	管 理 栄 養 士	3	3	—	—	6
	保 健 師	2	2	—	—	4
	助 産 師	—	1	—	—	1
	看 護 師	22	7	3	—	32
	診療放射線技師	2	—	—	—	2
	臨床検査技師	2	—	—	—	2
	衛生検査技師	—	—	—	—	—
	理学療法士	10	2	—	—	12
	作業療法士	7	—	—	—	7
	視能訓練士	2	—	—	—	2
	歯 科 技 工 士	—	—	—	—	—
	計	62	19	3	1	85
知事免許	調 理 師	67	6	7	—	80
	製 菓 衛 生 師	2	—	—	—	2
	ク リ ー ニ ン グ 師	—	—	—	—	—
	准 看 護 師	2	7	3	—	12
	栄 養 士	4	2	—	—	6
	登 録 販 売 者	12	—	—	—	12
	診 療 X 線 技 師		—	—	—	—
	旧 保 健 婦		—	—	—	—
	旧 助 産 婦		—	—	—	—
	旧 看 護 婦		—	—	—	—
		計	87	15	10	—
他県	准看護師		—	1	—	1
合 計		149	34	14	1	198

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料を作成するため、各種の厚生統計調査等を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について調査を実施している。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。

※調査結果の詳細は、「第4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照

〔根拠法令：統計法、人口動態調査令〕

(2) その他の調査・報告

ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票)	毎年	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする。3年周期で大規模調査(世帯票・健康票・介護票)
社会保障・人口問題 基本調査	毎年	社会保障・人口問題に関する調査を行い、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年周期 H28年度実施	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにする。
医療関係従事者調査	同上	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所、従事場等による分布を明らかにする。

イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進 事業報告	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。 ※静態調査は3年周期で実施。H29実施予定
病院報告	毎月・毎年	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況(毎月)及び病院の従事者の状況(毎年)を、把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

※このほか「患者調査」「受療行動調査」を3年周期で実施(H29実施予定)

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

秩父保健所管内の病院は、一般病院が8施設（うち公立病院2施設）、精神病院が1施設である。病床数は、一般病床が457床、療養病床が297床、精神病床が123床、合計877床である

一般診療所は有床診療所が6施設（76床）、無床診療所が80施設、合計86施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は51施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中枢的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

〔管内市町別・医療施設数〕

平成29年4月1日現在

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管 内	
人 口 (人)		62,295	8,288	9,884	7,152	11,703	99,322	
病 院	施 設 数	6	-	2	-	1	9	
	病 床 数	一般	352	-	60	-	45	457
		療養	97	-	150	-	50	297
		精神	123	-	-	-	-	123
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
	計	572	-	210	-	95	877	
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	4	-	-	2	6	
		無床	57	4	6	3	10	
		計	61	4	6	5	10	
	病 床 数	50	-	-	26	-	76	
歯 科 診 療 所		34	2	6	3	6	51	
助 産 所		-	-	-	-	-	0	
施 術 所		72	10	8	8	8	106	
歯 科 技 工 所		8	-	-	2	2	12	

注) 1 一般診療所は、別に往診のみ（秩父市1施設）有り

2 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専門を除く）及び柔道整復師に係る施術所の合計

〔医療施設数〕

平成 28 年度末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,439	1,559,901	101,580	101,362	68,913
埼玉県	344	62,117	4,232	2,818	3,557
管 内	9	877	86	76	51

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「平成 28 年医療施設動態調査（平成 28 年 3 月末概数）」（厚生労働省）による

〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	施 設	病 院						一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所
		病 床 数		療 養	精 神	結 核	伝 染	有 床	無 床	病 床 数			
		一 般 数	一 般 率										
62	11	445	358.8	—	118	—	26	28	54	237	48	8	70
63	12	551	445.5	—	141	—	26	28	55	229	46	6	75
元	12	552	447.1	—	141	—	26	28	52	243	46	6	77
2	12	632	512.5	—	141	—	26	28	52	243	46	4	67
3	13	693	556.3	—	176	—	26	27	50	232	46	4	72
4	13	703	565.2	—	180	—	26	27	53	232	46	4	74
5	13	703	565.8	—	180	—	26	27	54	240	47	4	80
6	13	703	567.3	—	180	—	26	27	56	240	47	4	83
7	13	698	565.0	—	180	—	26	27	55	240	47	4	84
8	12	662	538.8	—	180	—	26	27	54	242	46	3	86
9	12	655	535.5	—	180	—	26	25	57	234	49	2	86
10	12	680	558.7	—	180	—	26	24	61	233	49	2	88
11	11	685	565.6	—	180	—	—	25	59	252	50	2	88
12	12	835	692.7	—	180	—	—	13	77	124	51	2	90
13	12	820	684.6	50	180	—	—	11	79	108	53	2	88
14	11	608	511.4	224	180	—	—	12	79	127	51	2	87
15	10	444	376.2	331	180	—	—	12	80	145	52	2	88
16	10	444	379.6	336	180	—	—	12	78	112	52	2	87
17	9	424	365.3	336	123	—	—	12	80	130	51	2	74
18	9	457	398.4	297	123	—	—	13	78	150	51	—	72
19	9	457	402.6	297	123	—	—	12	79	148	52	—	77
20	9	457	407.0	297	123	—	—	12	76	146	51	—	79
21	9	457	411.2	297	123	—	—	11	76	143	53	—	78
22	9	457	425.6	297	123	—	—	10	77	126	52	—	86
23	9	457	430.5	297	123	—	—	9	80	110	52	—	89
24	9	457	436.3	297	123	—	—	9	79	110	52	—	89
25	9	457	442.5	297	123	—	—	8	80	97	51	1	94
26	9	457	448.7	297	123	—	—	6	81	76	50	1	100
27	9	457	453.7	297	123	—	—	6	81	76	49	—	105
28	9	457	460.1	297	123	—	—	6	80	76	51	—	106

注) 率は人口 10 万対病床数である。一般診療所は、別に往診のみ 1 施設有り

(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

医療法に基づく第6次埼玉県地域保健医療計画を推進するため、秩父保健医療圏の圏域別取組が策定されている（計画期間：平成25年度から平成29年度）。

圏域別取組は、埼玉県だけではなく、市町村、保健医療関係機関、団体等、関係者の推進すべき施策の方向性を示すとともに、住民の自主的な活動を誘引するためのものである。

また、平成27年4月1日に施行された医療法の一部改正により、「地域医療構想」が医療計画の一部として加えられることとなり、平成27年10月「埼玉県地域医療構想」が策定された。二次保健医療圏ごとにおける埼玉県地域保健医療計画の推進並びに医療法第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う場として、従来設置されていた「地域保健医療協議会」を改組し、医療関係者、行政機関等で構成される「地域保健医療・地域医療構想協議会」を設置することとなった。

秩父圏域においても、「埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下、協議会）設置要綱（平成28年12月5日施行）」を策定し、同協議会を設置した。

平成28年度 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会 開催状況

開催日	議 題
H29. 3. 6 (秩父保健所)	(1) 埼玉県地域医療構想について (2) 地域医療構想作業部会の設置について (3) 第6次埼玉県地域保健医療計画「地域別取組」の進捗状況について (4) 平成27、28年の救急搬送実績等について (5) その他

〔参考〕

1 委員構成

第5 参考資料2「埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会委員」参照

2 秩父保健医療圏「圏域別取組」

- ・救急医療（小児救急を含む）
- ・産科医療と小児・周産期医療の確保
- ・生活習慣病対策と在宅医療の推進
- ・精神疾患医療と自殺防止対策の推進
- ・健康危機管理体制の整備充実

(3) 救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制

第三次救急医療体制 〔重篤〕な救急患者 <全県単位>	・救命救急センター 8病院 ・小児救命救急センター 2病院
第二次救急医療体制 〔手術〕又は〔入院〕が 必要な救急患者 <県内14地区>	救急告示医療機関(191)＋その他(1) 所沢市市民医療センター ・病院群輪番制病院(大人)：133 医療機関 ・小児救急輪番病院等：29 病院
初期救急医療体制 〔軽症〕の救急患者 <各市町村単位>	在宅当番医制度 28 郡市医師会 休日夜間急患センター：28 カ所

イ 管内の救急医療体制

① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	皆野病院 (皆野町大字皆野)
秩父病院 (秩父市和泉町)	町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

② 初期救急 (秩父郡市医師会休日急患当番医)

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内・小〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制

③ 第二次救急 (病院群輪番制)

秩父病院 (秩父市和泉町)
秩父市立病院 (秩父市桜木町)
皆野病院 (皆野町大字皆野)

(4) 医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。

① 医師

平成26年12月31日現在の管内医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、150人である。

うち、医療施設従事医師数は、142人となっている。

② 歯科医師

平成26年12月31日現在の管内歯科医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、80人である。

③ 薬剤師

平成26年12月31日現在の管内薬剤師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、135人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

従事地別 (資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は住所地に含む)

各年12月31日現在(人)

	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師	
	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年
全 国	311,205	303,268	103,972	102,551	288,151	280,052
埼 玉 県	11,503	11,143	5,177	5,064	14,190	13,712
管 内	151	155	86	82	135	126
秩 父 市	117	117	57	58	99	87
横 瀬 町	3	4	3	4	3	6
皆 野 町	11	13	10	9	14	12
長 瀨 町	6	7	2	2	7	8
小 鹿 野 町	13	14	8	9	12	13

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ることになっている。

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年12月31日現在(人)

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年	平成26年	平成24年
管内計	61	55	8	6	507	491	387	433	97	96	13	13
秩父市	30	30	8	6	381	353	251	278	65	64	10	8
横瀬町	6	6	-	-	9	9	18	25	5	7	1	1
皆野町	7	6	-	-	53	55	44	49	17	16	-	-
長瀬町	7	5	-	-	14	17	27	34	1	1	2	3
小鹿野町	11	8	-	-	50	57	47	47	9	8	-	1

(5) 立入検査等

平成28年度は、9病院に対し、定例の立入検査を実施した。

なお、新規開設や構造設備の変更に伴う検査(現地調査)件数は次のとおりである。

	定例	新規開設	構造設備の変更等	計
病院	9	0	0	9
一般診療所	0	3	0	3
歯科診療所	0	5	0	5
計	9	8	0	17

〔市町別立入検査等件数〕

	病院	一般診療所	歯科診療所	計
秩父市	6	3	2	11
横瀬町	-	0	0	0
皆野町	2	0	1	3
長瀬町	-	0	1	1
小鹿野町	1	0	1	2
計	9	3	5	17

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって「ちちぶ定住自立圏」を形成し、協定項目の中から医療分野を推進す

るための下部組織として「ちちぶ医療協議会」を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、人材確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成 27 年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」が立ち上げられた。

保健所では、委員として各会議に出席する他、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について実習指導を行った。

〔平成 28 年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	日本医療科学大学	1	2	5 日間（うち 1 日合同）
	目白大学	2	5	計 10 日間（うち 1 日合同）
管理栄養士 過程	女子栄養大学	1	2	10 日間
	東洋大学	1	1	5 日間
その他	秩父看護専門学校	—	35	1 日

6 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健の連携を強化するため、関係団体や管内市町の特定健診・保健指導担当者等を対象に研修会等を開催した。

また、特定健診受診率向上を支援するため、県民等を対象に講演会や広報を実施した。

7 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、関係機関と協働して、普及啓発のための研修会を開催した。

実施年月日	内 容	参加者
H28. 11. 26	<p>秩父地域専門職連携推進会議・秩父保健所・埼玉県立大学共催講演会 「今から考えよう！最後まで あなたらしく 生きること」 ～その想いを私達専門職が支えます～</p> <p>◆講師</p> <p>(1) 秩父市立病院 院長 勅使河原 正敏 氏 (2) 特別養護老人ホーム白砂恵慈園 主任介護職員 斎藤 裕美 氏 (3) 秩父生協病院 回復期リハビリ病棟看護長 新井 さとみ 氏 (4) 秩父障がい者総合支援センター フロントリ-管理者 酒井 操 氏 (5) 国保町立小鹿野中央病院 地域包括医療部長 内田 望 氏</p>	115 人
H29. 1. 22	<p>ちちぶ定住自立圏、ちちぶ圏域ケア連携会議、秩父保健所、秩父福祉事務所共催講演会 「ちちぶいきあいフォーラム」 看取りを学ぶ ～大切な人が亡くなっていく時のこと～</p> <p>◆基調講演 「最後の時の体の変化」 ～あわてず看取りに寄り添うために～</p> <p>講師 水野医院 医師 水野 究紀 氏</p> <p>◆パネルディスカッション</p> <p>ファシリテーター 秩父脳外科内科クリニック 医師 西 秀夫 氏</p> <p>パネリスト</p> <p>水野医院 医師 水野 究紀 氏 生協ちちぶケアステーション 看護師 高橋 孝子 氏 秩父市ヘルプステーション 訪問介護員 千嶋 智子 氏 秩父市立病院地域医療連携室 看護師 桜井 智子 氏 ご家族 2組</p>	270 人

8 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
H28. 12. 8	<p>感染症対策研修会</p> <p>講演 「施設における感染症対策について」 ～インフルエンザ・感染症胃腸炎対策を中心に～</p> <p>講師 国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師 武田 由美 氏</p> <p>実習 「体験してみよう！嘔吐処理の実際」</p> <p>講師 国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師 武田 由美 氏</p>	47 人
H29. 2. 8	<p>医療安全研修会</p> <p>講演 「病院防災と事態対応」</p> <p>講師 防衛医科大学校 防衛医学研究センター 関根 康雅 氏</p>	52 人
H29. 3. 15	<p>埼玉県北部ブロック保健所合同研修会</p> <p>(1) 情報提供「埼玉県北部地域の特徴と健康課題について」 報告 秩父保健所職員</p> <p>(2) 講演 「働く世代の方への食を通じた健康づくり」 ～給食施設や食品事業者での工夫～</p> <p>講師 女子栄養大学 栄養学部 准教授 堀端 薫 氏</p>	34 人